

東京平鹿町会会則

- 第 1 条 本会は、東京平鹿町会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は、会長の指定した所に置く。
- 第 3 条 本会の会員は、東京都内及びその近郊に在住する郷土出身者ならびに縁故者を以て組織する。(但し、本会に賛同する者は準会員として入会を認める)
- 第 4 条 本会は、会員相互の親睦扶養を図り郷土の発展に寄与する事を目的とする。
- 第 5 条 本会は、目的達成の為、各種事業を行う。
- 第 6 条 本会の総会は毎年 1 回開き、緊急を要する時は臨時総会を開く事が出来る。
- 第 7 条 本会は、下記の役員を選任し、任期を 2 年として再選は妨げない。
① 会長 1 名 ② 副会長 若干名 ③ 幹事長 1 名
④ 副幹事長 若干名 ⑤ 会計幹事 若干名
⑥ 会計監査 若干名 ⑦ 幹事 若干名
- 第 8 条 本会に、名誉会長、相談役、顧問、名誉会員を置く事が出来る。
- 第 9 条 本会の経費は、会費並びに寄付金を以て支弁する。
- 第 10 条 本会の会費は、年額 3,000 円とし、定期総会までに納入しなければならない。
- 第 11 条 本会の会計年度は、9 月 1 日に始まり翌年 8 月末日に終わる。
- 第 12 条 本会の運営並びに目的達成の為、総会で次の事項を審議、決定する。
① 会則の変更
② 役員を選出
③ その他重要な事項 (行事・事業等)
- 附 則 本会則は、平成 2 年 3 月より施行。
本会則は、平成 9 年 11 月改正。
本会則は、平成 18 年 10 月改正。
本会則は、平成 23 年 11 月改正。